

## 条例の骨格(章立て)及び第1章総則の論点整理

### ○条例の骨格(章立て)

**【策定専門部会の結論】** 美幌町自治基本条例の骨格をベースに検討する。出された意見は今後の各章の議論に反映したい。

#### 【意見の集計】

①良いと思った自治体名	委員	職員	計
美幌町	7	5	12
八雲町	3	7	10
栗山町	1		1
上越市	1		1
滝沢市	1		1
武蔵野市		1	1
計	13	13	26

※複数回答可

### 1. 骨格として良いと思った理由

#### (1)美幌町を選んだ方の意見

①構成図がシンプルで上から下へ流れるようにつながり、説明しやすい。～何のために(WHY、理念・原則)、どのように(HOW、理念・原則を受けた制度)、誰が(WHO、制度の担い手)、何を(WHAT、担い手の役割と、支える仕組み)を網羅した流れ。

②あいまいな表現が多いと言われるが、読んで一番わかり易く、しっくりくる

③ストーリー重視であることと、全体の構成バランスが良いと思います。議会運営が含まれている為。

④条例の目的が「町民主体の自治」と明確に示され、順序立っていて読みやすさを感じた。

⑤担い手の役割・仕組みに、町民・議会・行政の入った自治条例となっている。

#### (2)八雲町を選んだ方の意見

①全体の構造(構成)がしっかりしているように見える。議会に対する言及がある点(議会条例があるのに)。

②共通制度を先に持ってくることで、自治基本条例の役割をハッキリさせることができる。

③章立てのストーリーが明確であり、条例の意図が分かりやすい。加えて、議会の設置や町長の設置が町民の信託に基づくことが明示されており、町民主体の原則が明確化されている。

④理念と原則が最初にあり、全体の組み立てのバランスが良い

⑤全体的にまとまっており、持続可能な形に感じたため。

#### (3)上越市・滝沢市を選んだ方の意見

①上越市の条例構成は、①理念 ②制度の担い手とその役割 ③原則を受けた制度と担い手が行う具体的な仕組み ④条例の維持発展 で構成され、全体像がつかみやすく、理解しやすい。

②滝沢市は行政組織の運営を組織経営ととらえて条例などを体系化し、市の経営方針、職員の行動指針などを明記している。

#### (4)栗山町を選んだ方の意見

①基本条例の主となる内容が入っている。こどもの権利条約が成立しているので入れたほうが良

いと思う。

### **(5)武蔵野市を選んだ方の意見**

①制度の担い手を前側で明記して、そのあとに担い手が行う具体的仕組みを規定している。

### **2. 付け加えた方がよい項目**

①・上越市自治基本条例の第4章市長等の権限及び責務等、第6章都市内分権、第10章最高規範について参考にしてはどうでしょうか。

・行政組織は、業績評価、KPI(地方創生計画 重要業績評価指標の達成状況の検証)、財務マネジメントなど経営手法を取り入れています。自治の進化のために非営利組織の経営などを取り入れてはどうでしょうか。

・行政においては、首長の位置づけと役割を明確にしています。職員の位置づけと役割についても明記してはどうでしょうか。

②子どもの権利

③条例制定後のチェック機関の設置

④コミュニティに関しての具体的な言及。

⑤住民投票

⑥「情報共有」の章に、「情報収集及び管理」を追加※行政資料の整理、保存を定義

⑦就任時の宣誓については、条例の重み付けの意味で追加した方がよいと思われる。

⑧行財政組織

### **3. 削除した方がよい項目**

①首長就任時の宣誓に関しては、条例が最高規範であるとうたい、その遵守が大原則だと思うので、必要ないと思います。

②コミュニティ・地域社会については、それ自体の定義が難しいこと、町民個人の私的領域が果たすべき役割との境界が曖昧であることから、他市町村でも明確な記載ができておらず、無理に章立てしてその範囲を狭める必要はないと思われる。

③事業者の役割。町長の「設置」、議会の「設置」。「設置」という表現に違和感がある。また、議会については、議会側と十分な協議が必要と思われる。

④町長の設置、議会の設置及び権限(あえて規定しなくても良いと思います)

⑤第6章 コミュニティ

### **【論点へのアドバイザーのコメント】**

**3. 削除した方がよい項目** の町長の「設置」、議会の「設置」は法律にあるだけでなく、町民が改めて自覚(確認)すると言う意味で八雲町ではあえて規定しました。また、「首長就任時の宣誓」も自治基本条例を守り続けることを確認するための規定です。今まであることを再確認することで、惰性ではなく、確認・自覚の大切さを主張しています。

## 第1章 総則

### 1. 目的

<p>(目的)</p> <p>この条例は、美瑛町における<u>自治の基本理念及び基本原則</u>を定めることにより、町民主体の自治を実現することを目的とします。</p>
--

\*とりあえず仮置き

### (アドバイザー参考例)

<p>(目的)</p> <p>この条例は、美瑛町の<u>自治に関する基本理念と基本原則</u>、並びに共通の制度を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び町の責務を明らかにするとともに、議会、町及び<u>(地域社会)</u>の自治の推進に関する具体的事項とこの条例を守り育てる仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</p>
---

### 【他のまちの自治基本条例の「目的」】

	八雲町	美幌町	栗山町	東川町	上越市	小諸市	武蔵野市	住み良いまち美瑛町
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、八雲町の<u>まちづくり</u>に関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることにより、<u>町民主体の自治を実現することを目的とします。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美幌町の<u>自治</u>に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることにより、<u>町民主体の自治を実現することを目的とします。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、栗山町の<u>自治</u>の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、<u>町民自治の推進を図ることを目的とします。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>まちづくり</u>に関する基本的な事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と町の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し、議会及び町と協働することによって、<u>住民自治の実現を図ることを目的とします。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市における<u>自治</u>の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、<u>自主自立のまちを実現することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の<u>自治</u>の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、<u>自治の発展をめざすことを目的とします。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、武蔵野市における<u>市民自治</u>及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会(以下「議会」という。)及び市長等の役割等を明らかにすることにより、<u>市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町民の主体性を活かした<u>まちづくり</u>を推進するため、<u>まちづくり</u>への町民参加について必要な事項を定めることにより、町民みんながともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、<u>みんなが勝れる住み良いまちの実現を図ることを目的とします。</u></p>

### 【論点】

#### (1)「自治」なのか「まちづくり」なのか

①条例としては「自治」と言った方が良い事はわかりますが、「まちづくり」といった方がわかり易い様な気がします。

②各々の役割と責務について示すと目的として宣言することで、以降の章でそれらを明確にすることと、それによって町民が主体で自治を実現するということを自覚できるようにしたほうが良いと考えますので、「まちづくり」ではなく「自治」の方がよいと思います。

#### (2)目的の対象領域に「地域社会」を入れるか

①地域社会については定義の困難性から目的の対象領域から外した方がよいと思う。

②目的の対象領域を町政のみに適用するのではなく、地域社会も含め、町民も自治に参加する形が良いと思う。

**(3) 目的を「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的」とするか「町民主体の自治を実現する」のどちらにするか**

- ① 町民の意思・責任を持つことが基本であるので、「町民主体の自治を実現すること」を目的とする。
- ② 主権は町民にあり、政策の決定や実行の過程に町民が積極的にかかわる必要があるので、「町民主体の自治を実現すること」を盛り込んだ方が良い。
- ③ 日本国憲法では「国民」に主権があると規定しているが、「町民」に主権があると明確に定めた法令は存在しないので、「町民主体の自治を実現」を目的とする。
- ④ 現行の「住みよいまち美瑛町をみんなで作る条例」の目的の「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的とします」が良いと思います。
- ⑤ 現行条例は「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的」とあるが、実現するのが「住み良いまち」では自治基本条例にはならないので、「町民主体の自治を実現する」ではないか。

※憲法 第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

**【論点へのアドバイザーのコメント】**

**(1)「自治」なのか「まちづくり」なのか**

- ① 「まちづくり」という言葉は馴染みやすく、ソフトな言葉で、町民には受け入れられやすいが、本当の大切なことを見失わせてしまう危険性があります。大切なことは、自治の当事者であるという自覚です。「自治」と使った方がその重みを理解してもらえらると思います。
- ② あいまいな言葉は大切な当事者意識をあいまいにするので、よろしくないとします。
- ③ 「あいまい」とは「中途半端」ということです。「中途半端な改革」「あいまいな改革」では、改革にはならないと思います。改革には覚悟が必要と思います。

**(2) 目的の対象領域に「地域社会」を入れるか**

- ① 美瑛町では地域社会の課題はないのでしょうか。地域社会における課題発見や課題解決の組織があるのでしょうか？ある町では町内会活動を役場のお手伝いとして行って来たが、役員の高齢化やなり手不足で、ほとんどの町内会が名はあるが、実態はない。そこで、役場に職員の担当制を引いてもらい、職員が広報誌配布や町内会費を集めてもらっている。今の役員が死んだら町

内会活動もおしまいという話を聞きました。また、あるまちでは町内会役員のなり手がうまく引き継がれているので、地域社会の担い手の心配がないとのことでした。しかし、町内会が自ら地域課題の発見を行ってはいない。町内会が役場の依頼に基づく活動が主であって、自主的活動組織にはなっていないとのことでした。

②問題は地域社会における課題を発見する組織(担い手)と課題解決する組織(担い手)が異なるケース、町内会に地域社会の課題発見を行う組織がないため町民の参加する場がないケース、地域課題を解決する組織(担い手)(町内会・NPO・町民活動団体《趣味の団体等》・社会福祉協議会・ボランティア)があるが、まち全体として組織化されていないケースなどまちによって異なる。

③自治基本条例を制定することをきっかけに、地域社会の課題発見と課題解決を担う組織の立ち上げを検討することも一つの案です。

### **(3) 目的を「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的」とするか「町民主体の自治を実現する」のどちらにするか**

①自治基本条例という名には「自治を実現」でないと、名は体を表さないことになると思います。

## 2. 用語の定義

(定義)	
この条例における用語の意義は、次のとおりとします。	
(1) 自治	政治が住民によって行われること
(2) 町	基礎自治体としての美瑛町のこと
(3) 町民	次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるもの
ア	町の区域内に居住する個人
イ	町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
ウ	町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
エ	町の区域内に存する学校に在学する個人
オ	町の人を育て、自然を守り、町の発展を支援する人
(4) 議会	選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関
(5) 行政	町長と職員及びその他の執行機関
(6) 町政	議会と行政が担う自治の領域
(7) 協働	町民、議会及び行政が、公共の目的を実現するために、それぞれの果たすべき責務をもとに相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動すること
(8) まちづくり	住民と行政の協働により、さらに住みやすいまちとする活動全般
(9) コミュニティ	地域社会に住み生活する人々が構成する集団

(アドバイザー参考例)

(用語の定義)	
この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。	
(1) 町民	町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
(2) 町	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
(3) 町政	議会と町が担う自治の領域をいいます。

\*とりあえず仮置き

【論点】

「定義」「用語の定義」「言葉の意味」「用語の意味」どれが良いか

【他のまちの自治基本条例の「用語の定義」】

用語の定義	八雲町	美穂町	栗山町	東川町	上越市	小諸市	武蔵野市	住み良いまち美瑛町
町民 (市民)	町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。	町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。	町内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。	町民とは、東川町内(以下「町内」という。)に居住する人並びに町内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人及び活動する団体をいいます。	次に掲げるもの及びこれと準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人	住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。	武蔵野市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。	町民 町内に住所を有する者をいいます。
住民						本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む。)をいいます。		
事業者						市内で事業活動を行う者をいいます。		
区						本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。		
町(市)			議会と行政をいいます。	町とは、町長をはじめとする全ての執行機関をいいます。	基礎自治体としての上越市をいう。		議会及び市長等をいう。	
議会	選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。							
行政 (町長等・ 執行機関)	行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	行政 町長(地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。))とその執行機関をいいます。		市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	町の機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
町政 (市政)	議会と行政が担う自治の領域をいいます。	議会と行政が担う自治の領域をいいます。	町が行う自治の活動をいいます。					
まちづくり	明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。					地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。		
自治						自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うことをいいます。		
協働	町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することを行います。	町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。		協働とは、議会及び町民がそれぞれの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら協力し合い、又は補完し合うことをいいます。	市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。			
(市民) 参画 (参加)				参画とは、町民が町の実施する政策の企画立案、実施及び評価に至る過程に、責任をもって主体的に参加することをいいます。	市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。	まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。		町民参加 町の計画及び政策の立案等において町民の意思が適切に反映されること及び町民が自らの意思でまちづくりのために行動することをいいます。
地域コミュニティ				地域コミュニティとは、地域における課題解決のために、地域を単位として活動する町民によって構成された地域自治振興会及び町内会等をいいます。				
市民団体						ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。		
審議会等								審議会等 町の機関に置く附属機関及びこれに類するものをいいます。
町民公益活動								町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動(営利を主たる目的とした活動、宗教活動及び政治活動を除く。)をいいます。
町民コメント制度								町の基本的な計画等の立案において、その原案や参考となる資料を公表して、広く町民の意見を求め、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行うための制度をいいます。

## 【論点】

### (1)「町民」の定義は

- ①人口減少傾向の中、外部からの知恵やネットワークは必要と考察するから、「町民」を広い概念で規定するのが良い。
- ②ふるさと納税(まちづくり寄付)をした人も町民として位置付けてはどうか。
- ③町民の定義として、住所を有しないものは、難しいのではないか。

### (2)「行政」の定義は

- ①「町民」の定義を情報公開条例と合わせる。行政を「町長等」と定義する。「町政」を「議会及び町長等」と定義する。
- ②町民＝(住民、美瑛町に事業所を置く団体等) 行政＝(執行機関)、議会＝(議会) 町＝(町民、行政、議会)

## 【アドバイザーコメント】

→「町」に「町民」は入りません。主権者である町民と主権者から信託された議会及び行政を同じ位置づけにしては、主権概念が曖昧になり、民主主義が機能しなくなります。

## 【美瑛町の他の条例での「行政」に当たる表現】

### ◎住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例

#### 第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいいます。
- (3) 町の機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

町の機関＝行政→町長とその他の執行機関→町長等→町→整合性？

### ◎美瑛町議会会議規則

(一般質問)

第61条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

町＝行政

### ◎美瑛町行政手続条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (6) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される町の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた者をいう。



町の機関＝行政

### ◎美瑛町情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する情報の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、公正で開かれた町政を推進することを目的とする。

町＝議会及び行政 町政＝議会及び行政

(情報の公開を請求する権利)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

### (3)その他の用語の定義

①協働や地域コミュニティという曖昧な捉え方になってしまうので、定義を記載してあると良いと思いました。

### 【論点へのアドバイザーのコメント】

#### (1)「町民」の定義は

- ①美瑛町に関わりのある人々の知恵や協力がまちの発展には必須なので広義の町民が良い。
- ②町民の定義は「町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます」と、町民のなじみやすい、わかりやすい表現がよいのではないのでしょうか。

#### (2)「行政」の定義は

- ①美瑛町の条例で「行政」を表現している言葉と大幅に変わらない方が良いのでは？  
美瑛町の他の条例を見ると「町」がよいのかな？

#### (3)その他の用語の定義

とりあえず、最低限の用語の定義として、今後の検討が必要であれば追加する方式で良いのではないかと思います？

### 3. 基本理念

<p>(自治の基本理念)</p> <p>私たちは、次に掲げる基本理念によってまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 町民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されます。</p> <p>(2) 町民は、美瑛町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を町政に信託します。</p> <p>(3) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的に関わり、町民が誇れる住み良いまちづくりのために協働します。</p>
---

\* とりあえず仮置き

#### (アドバイザー参考例)

<p>(基本理念)</p> <p>町民、議会及び町は、美瑛町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 町民は、美瑛町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を町政に信託していること。</p> <p>(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的に関わり、(私たち) 町民が誇れる住み良いまちの実現を図ること。</p> <p>(3) 自治体としての美瑛町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>
--

#### 【他のまちの自治基本条例の「基本理念」】

	八雲町	美幌町	栗山町	東川町	上越市	小諸市	武蔵野市	住み良いまち美瑛町
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。</p> <p>(1) 私たちのまちは私たちがつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切に、課題を見だし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。</p> <p>(3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。</p> <p>(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心して住む喜びが実感できる美幌町をつくること。</p> <p>(3) 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>		<p>(町民憲章の尊重)</p> <p>第3条 町民は、次の町民憲章に基づいて、まちづくりを進めます。</p> <p>(1) 心をみがき、からだをきたえます。</p> <p>(2) 互いにむつまじい、楽しい家庭をつくります。</p> <p>(3) きまりを守り、明るい社会をつくります。</p> <p>(4) 元気で働き、豊かな郷土をきずきます。</p> <p>(5) 自然を愛し、高い文化を育てます。</p> <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりの基本理念は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画します。</p> <p>(2) 町は、町民が広くまちづくりに参画する機会を保障します。</p> <p>(3) 町民、議会及び町は、まちづくりに関して、それぞれの役割と責任を認識し、対等な立場で協働します。</p> <p>(4) 町民、議会及び町は、協働のまちづくりを推進するために目的意識の共有化に努めます。</p> <p>(5) 町民、議会及び町は、互いにまちづくりに関する情報を共有し合います。</p> <p>(シンボルの指定)</p> <p>第5条 東川町のシンボルとして、次のとおり指定します。</p> <p>(1) 山は、旭岳とします。</p> <p>(2) 木は、かつらとします。</p> <p>(3) 花は、エロムラサキツツジとします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。</p> <p>(2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人一人の人権が尊重されること。</p> <p>(3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。</p> <p>(4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。</p> <p>(5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。</p> <p>(6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自律的に市政運営を行うこと。</p>			

## 【論点】

### (1)美瑛町町民憲章の扱い

- ①町の伝統ある美瑛町町民憲章が、由緒あるものであることを再確認したい。
- ②「住み良いまち美瑛町」制定の以前より広く町民に親しまれている。美瑛町の郷土愛の醸成の核となる部分なので、「町民憲章の精神を尊重する」を入れて欲しい。
- ③東川町のように町民憲章の内容を書き加える必要はないが、長年、この精神に基づいた町を作ろうとしてきた要素であると思いますので、「町民憲章の精神を尊重という部分」加えたほうが良いと考えます。
- ④認知されている「町民憲章」を表現にいれるべきである。
- ⑤現在の美瑛町民憲章は、見直しが必要と考えます。

### ※町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

- 1.心もからだもすこやかに りっぱにつとめをはたしましょう。
- 1.互にむつまじ話し合い 楽しい家庭をつくりましょう。
- 1.きまりを守り助け合い 明るい社会をつくりましょう。
- 1.自然を愛し文化をたかめ 豊かな郷土をつくりましょう。

### (2)コミュニティ・地域社会の扱い

①町民の主体的な参加が明示されている美幌町の基本理念を元に作成することが良いと思われる。コミュニティ・地域社会については定義の困難性等から、自治基本条例では記載を避ける一方で、町民憲章と自治基本条例を車の両輪として町の自治が実現することを明記することで、コミュニティ・地域社会における共助の役割を町民憲章「きまりを守り助け合い明るい社会をつくりましょう。」の中で町民個人の行動規範として位置付けるべきである。ただし、町民個人の行動を制限することはできないので、町民憲章の精神の尊重として努力義務にとどめている。また、町民が実現すべきまちとしては「住み良いまち美瑛町条例」で示した「みんなが誇れる住み良いまち」を掲げるべきである。

### (3)基本理念に「多様性尊重」を入れるのか

- ①・人権の尊重 ・町民の主体性 ・私たちのまちということを基本理念に入れてはどうか。
- ②タイトルを「自治の基本理念」とし、町民主体の自治に絞って基本的な要件を盛り込む。

## 【論点へのアドバイザーのコメント】

### (1)美瑛町町民憲章の扱い

「町民、議会及び町は、美瑛町民憲章の精神を尊重するとともに、」という表現が良いと思います。

### (2)コミュニティ・地域社会の扱い

①「美瑛町の自治の課題」にはご指摘のとおり、町政と地域社会の自治を町民が自ら担うこと

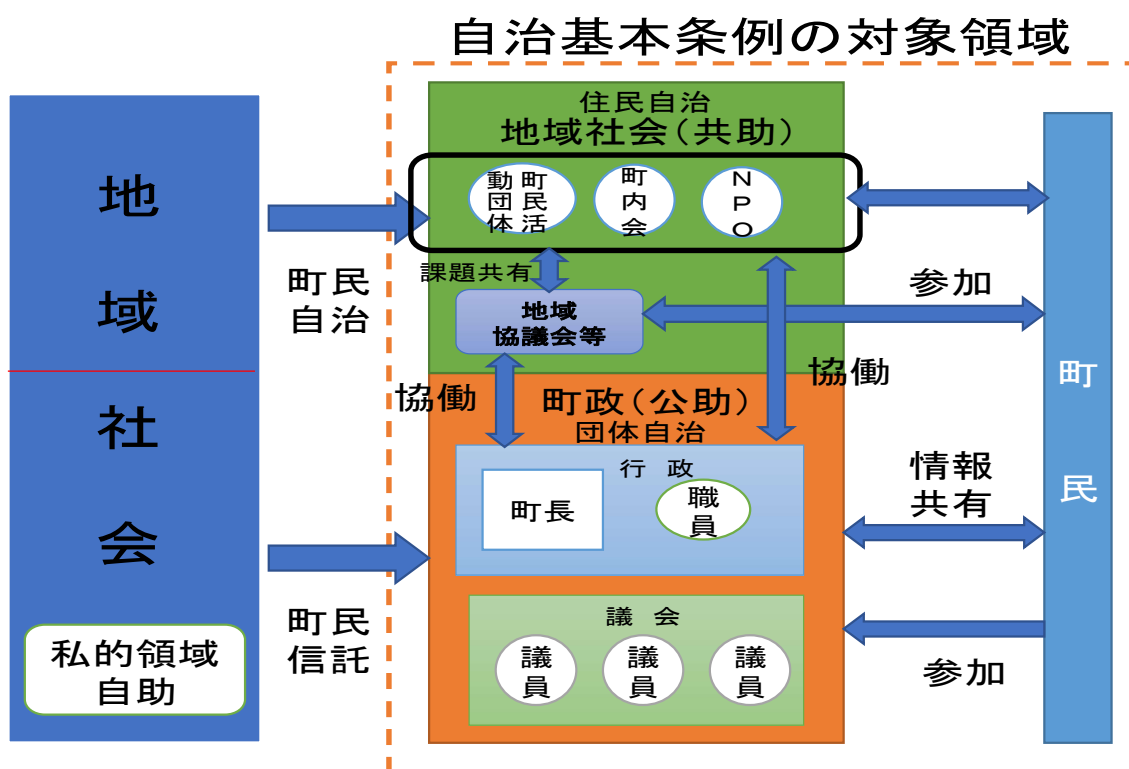
を宣言しています。町民の強い意思(覚悟)を示すものです。

②どの自治体でも地域社会・コミュニティの自治に課題を持っています。自治基本条例では地域社会の自治(課題発見の組織)と協働(課題解決の組織)を位置付けてはどうかと考えています。実際は、地域社会の自治(課題発見の組織)を担うところがないので、十分、議論が必要と思います。また、地域社会には地域課題を解決しようという志のある団体があります。そのような団体を支援(協働)することも行政の重要な役割であります。そのためにも、コミュニティ・地域社会を規定していた方が良くと思います。

### (3)基本理念に「多様性尊重」を入れるか

①自治基本条例の「基本理念」はア. 町民による自治、イ. 町政領域への主体的関与、ウ. 自治体としての美瑛町の自律的運営の宣言であると考えます。したがって、多様性尊重を基本理念に入れることで、条例の主旨が分散するので、基本理念には入れない方が良く考えます。

【参考 自治の領域】



【参考 参加と協働の関係】

担い手の役割と関係

領域			主な担い手	支援の担い手	支援の手段
町政	公	議会 行政	議員 町長・職員	町民	参加
地域 社会	共	地域 社会	町民 町内会 NPO 事業者 等	議員 町長・職員	地域協議会等 への参加
					協働

(注)町民が担う地域社会の自治(課題発見の組織＝地域協議会等)がない。

\* 上図の責任はアドバイザーにあります。

## 4. 基本原則

<p>(自治の基本原則)</p> <p>私たちは、次に掲げる原則によって<u>まちづくり</u>を推進します。</p> <p>(1) 町民主体の原則 町民は自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。</p> <p>(3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行います。</p> <p>(4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において協働して自治を推進します。</p> <p>(5) 多様性尊重の原則 <u>町民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、町民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにします。</u></p>
---

### (アドバイザー参考例)

<p>(基本原則)</p> <p>町民、議会及び町は、次に掲げる原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとしします。</p> <p>(1) 町民主体の原則 町民は、美瑛町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び町に信託します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 町民、議会及び町は、町政に関する情報を共有します。</p> <p>(3) 参加の原則 町政(及び地域社会)の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。</p> <p>(4) 協働の原則 <u>町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します。</u></p> <p>(5) 多様性尊重の原則 <u>町民、議会及び町は、年齢、性別、国籍、障害の有無、その他それぞれの置かれた状況を尊重し、町民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにします。</u></p>
---

\* とりあえず仮置き

### 【他のまちの自治基本条例の「基本原則」】

	八雲町	美幌町	栗山町	東川町	上越市	小諸市	武蔵野市	住み良いまち美瑛町
基本原則	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。</p> <p>(1) <b>町民主体の原則</b> 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。</p> <p>(2) <b>情報共有の原則</b> 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。</p> <p>(3) <b>参加の原則</b> まちづくりは、<u>町民の主体的な参加の下</u>に行われることを基本とします。</p> <p>(4) <b>協働の原則</b> 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとしします。</p> <p>(1) <b>町民主体の原則</b> 町民は、美瑛町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。</p> <p>(2) <b>情報共有の原則</b> 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。</p> <p>(3) <b>参加の原則</b> 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。</p> <p>(4) <b>協働の原則</b> 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美瑛町の自治を推進します。</p>	<p>第2章 基本原則</p> <p>(<b>情報共有の原則</b>) 第4条 町民、議会、行政は、情報を共有します。</p> <p>(<b>町民参加の原則</b>) 第5条 議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。</p> <p>(1) <b>情報共有の原則</b> 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) <b>市民参画の原則</b> 市民参画を基本として市政運営を行うこと。</p> <p>(3) <b>協働の原則</b> 協働を基本として公共課題の解決に当たること。</p> <p>(4) <b>多様性尊重の原則</b> 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 自治の基本原則は、次のとおりとします。</p> <p>(1) <b>市民主体の原則</b> <u>市民は、それぞれが主体であることと自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) <b>参加と協働の原則</b> 市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。</p> <p>(3) <b>情報共有の原則</b> 市民、市議会及び市の執行機関は、<u>互いに情報を共有し</u>、まちづくりを進めます。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 市民自治の推進は、<u>市が、市政に関する情報(以下この条において「市政情報」という。)を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供</u>するよう努めることにより、<u>市と市民とが市政情報を共有</u>することができるようにすることを旨として行われるものとする。</p> <p>2 <b>市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する機を確保するとともに、市政情報の共有を促進して、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。</b></p> <p>3 <b>市民自治の推進は、市民、市議会議員(以下「議員」という。)、市長等及び市職員(以下「職員」という。))のみならず、<u>武蔵野市に關わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共課題の解決を図る</u>ことを旨として行われるものとする。</b></p> <p>4 <b>市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって<u>総合的かつ計画的に市政を運営</u>するものとする。</b></p>	<p>(町民参加推進の原則)</p> <p>第3条 <b>町民参加の推進</b>は、町民の権利として、平等に行います。</p> <p>2 町民参加の推進は、町民の自主性を尊重して行います。</p> <p>3 町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき、適正かつ継続的に進みます。</p>	

## 【論点】

### (1)多様性の尊重の原則の扱い

- ①町民主体、多様性尊重、情報共有、参加、協働が基本的な項目として必要だと考えます。
- ②ジェンダー他、多様性を重視することが求められていることから、町民主体、情報共有、町民参加、協働、多様性の尊重が必要
- ③多様性の尊重の原則が含まれることで、更に新しい条例のイメージにつながる(明るい希望)ので、町民主体、情報共有、町民参加、協働、多様性の尊重の5つの原則が良い。
- ④美瑛町は道内の他市町村と比較しても国際的な認知度が高いと思います。そのため、今後も海外からの移住等が多くあると考えられますので、多様性を認め合うことに触れるとより良いと考えます。したがって、多様性尊重の原則を入れて欲しい。

### (2)「参加の原則」に地域社会を入れるか

- ①基本原則のストーリーとして、まず、大前提としての「町民主体の原則」のより町民が町政に自治の一部を信託することで、「情報共有の原則」が発生することから、「町民主体の原則」は基本原則に含めるべきである。また、「参加の原則」については、地域社会の定義の困難性等から、町政への参加のみの記載にとどめるべきである。

## 【論点へのアドバイザーのコメント】

### (1)多様性の尊重の原則の扱い

多様性の表現にはデリケートな部分があるので、誤解を招かない表現とすべきと考えます。

## 【他の自治基本条例における多様性尊重の原則の例】

### ①石垣市自治基本条例(基本原則)

多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いを認め、多様な市民の個性を尊重すること。

### ②豊島区自治の推進に関する基本条例

(4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること

### ③上越市自治基本条例 第4条 (自治の基本原則)

(4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

### ④日進市自治基本条例 第3章 市民の権利

(個人の尊厳)第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

### ⑤生駒市自治基本条例(人権の尊重)

第6条(人権の尊重) 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

**⑥大和郡山市自治基本条例(人権尊重の原則)**

**第4条(まちづくりの基本原則)**

(4) 人権尊重の原則 性別、年齢、心身の状態、国籍、民族等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるまちづくりに努めるものとする

**(2)「参加の原則」に地域社会を入れるか**

目的の対象領域に「地域社会」を入れるかのアドバイザーコメントと同じ。

地域社会における課題発見や課題解決の組織が地域社会には必要ではないのでしょうか。そのような議論をした方が良いのではないのでしょうか。



## 5. 条例の位置付け

(条例の位置付け)

### (アドバイザー参考例)

(条例の位置付け)

この条例は、美瑛町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 議会及び町は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。

3 議会及び町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。

\*とりあえず仮置き

### 【他のまちの自治基本条例の「条例の位置付け」】

自治体	八雲町	美幌町	栗山町	東川町	上越市	小諸市	武蔵野市
場所	後	後	前	後	後	前	
適用範囲	八雲町における自治の基本事項を定める	美幌町における自治の基本を定める	栗山町の自治に関する	まちづくりの	市における自治についての	自治に関する	
最高規範性	最高規範	最高規範	最高規範	基本原則	最高規範	最高規範	
最高規範 (条例の位置付け)	<p>(最高規範) 第50条 この条例は、八雲町における自治の基本事項を定める最高規範として位置付けます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。</p> <p>3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。</p>	<p>(最高規範) 第50条 この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 議会及び行政は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。</p>	<p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。</p> <p>3 町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。</p>	<p>(この条例の位置付け) 第30条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重します。</p>	<p>第10章 最高規範性 第43条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図りません。</p> <p>3 市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p>	

### 【意見の集計】

「条例の位置付け」・「最高規範」のどちらの表現が良いか

表現方法	委員	職員	計
条例の位置付け	4	5	9
最高規範	3	5	8
回答無	2	2	4
計	9	12	21

「条例の位置付け」の方の意見が多かった。

#### 条例位置付け(最高規範)の位置

位置	委員	職員	計
前	2	9	11
後	5	1	6
回答無	2	2	4
計	9	12	21

条例の位置については、委員の方の意見が多かった「後」とする。(仮置き)

#### 【論点】

##### (1) 条例の位置付けか、最高規範か、遵守か、尊重か

- ①自治におけるすべての条例に対して、最優先条例であること。最高規範は、勘違いを招く可能性がある。
- ②条例の趣旨を最大限に尊重する。(あいまいな表現?)最高規範というと固苦しい表現ですが“この条例はこういう位置付けです”という方がやさしい感じ
- ③表現としては「条例の位置づけ」のほうが町民に分かりやすいと思います。
- ④この条例を最高規範とするのであれば、条例の前側に規定した方が伝わりやすいと考える。また、「尊重」では裁量の幅が広いので、「遵守」とした方が良い。
- ⑤言葉として「最高規範」のほうが条例に重みが出て、より重要な条例であることを示すことが出来ると思う。
- ⑥誰が見てもわかりやすい方と考えると、「条例の位置付け」が良いと思う。
- ⑦町民にとってわかりやすい表現が望ましく、「最高規範」ではなく「条例の位置づけ」が適切だと考える。また、目的達成のためこの条例を遵守することは絶対条件。
- ⑧最高規範である以上、それが大前提で、矛盾する他の条例などはありません。そのため、あいまいな解釈ができそうな尊重とすべきでないと考えます。
- ⑨最高規範の表現は町民に分かりにくいいため、条例の位置付けの方が良いと思います。
- ⑩自治基本条例が定期的に内容を見直されることを前提としていることから、「最高規範」や「遵守」とするのではなく、「最大限尊重されるべき基本原則」にとどめるべきである。

##### (2) その他意見

- ①◆町民、議会および行政はこれをまもるということ。◆改定は、自治の理念や原則を保持し、制度以降の変更のみ可能とすることから「最高規範」がよい。※自治基本条例廃止の動きを排除するため

#### ※憲法 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

**【論点へのアドバイザーのコメント】**

**(1) 条例の位置付けか、最高規範か、遵守か、尊重か**

- ① 多数意見→条例の位置付け、遵守
- ② 少数意見→「最高規範」や「遵守」とするのではなく、「最大限尊重されるべき基本原則」
- ③ 自治基本条例が美瑛町の最高規範となるための議論と合意の時間、広報活動や中間報告の説明等が必要と思われるので、時間をかけて議論することで良いのではないかと。

**(2) その他意見**

- ① 自治基本条例の改廃手続きについて「条例の見直し」のところを検討してはどうでしょうか。
- ② 例がないと思いますので、時間をかけて検討が必要と思います。

以上